



M&A 会計 企業結合の実務 第7回

逆さ合併の処理

1. はじめに

Q: 本日は、いわゆる逆さ合併の会計処理をテーマに取り上げたいと思います。逆さ合併は、子会社が親会社を吸収合併する組織再編です。ここでは、以下の設例で考えてみましょう。

(前提条件)

- ・P社(親会社)はS社(子会社)の100%を買収により取得
- ・S社取得後剰余金は簡便化のため0とする
- ・S社を存続会社としてP社を吸収合併した

この設例は、共通支配下の取引ですから、個別上の簿価により会計処理することになり、具体的には企業結合会計基準の適用指針210項～212項が適用されますね。

2. 子会社による親会社の吸収合併

—共通支配下の取引として簿価を基礎として会計処理

A(会計士): その通りです。S社(存続会社)の個別上および連結上のB/Sの動きは下図のようになりますが、ポイントを要約すると次のようになります。

- ・S社の個別B/Sではのれんは発生しない。なお、S社の個別上の純資産は、P社の個別上の純資産の各項目をそのまま承継する方法と、すべて払込資本(資本金、資本準備金、その他資本剰余金のいずれか)とする方法がある(設例では前者の方法とする)。
- ・合併後のS社の連結B/Sと合併前のP社の連結B/Sは経済実態に変化がないため、実質的には同じである。ただし、S社の連結B/Sの資本金は、S社を存続会社とした合併後のS社の個別B/Sの資本金と同額となる(合併前のP社連結B/S資本金との差額は資本剰余金に振替える)。

【図表1】合併前後の貸借対照表の比較

合併前				合併後			
P社個別B/S							
資産	200	負債	100	—			
S株式	100	資本金	100				
		利益剰余金	100				
	300		300				
S社個別B/S							
資本金	100	負債	30	資産 S	100	負債 S	30
		資本金	50	資産 P	200	負債 P	100
		利益剰余金	20			資本金	150
	100		100			利益剰余金	120
						自己株式	△100
					300		300
連結B/S							
資産 P	200	負債 P	100	資産 P	200	負債 P	100
資産 S	100	負債 S	30	資産 S	100	負債 S	30
のれん	30	資本金	100	のれん	30	資本金	150
		利益剰余金	100			資本剰余金	△50
						利益剰余金	100
	330		330			自己株式	0
					330		330

- ・連結上の資本金は、連結財務諸表作成会社であるS社の個別上の資本金150となる。
- ・自己株式100の受入と増加資本100は内部取引として消去する(ただし、自己株式は存在するため、簿価ゼロとして処理する)
- ・連結上の資本金がS社個別上の資本金150となるため、結果として資本剰余金が△50となる。なお、資本剰余金のマイナス表示は認められないため、期末に利益剰余金から控除する。

Q: 子会社が親会社を吸収合併するケースとしては、実務上、新設されたSPC(特別目的会社)が資金調達し、既存の事業会社を買収し(100%子会社化)、その後、既存の事業会社が、いわば箱であるSPCを吸収合併するケースも見受けられますね。

A(会計士): 親子会社間の合併は、一般に親会社の子会社を吸収合併するケースが多いわけですが、SPCが親会社となる場合には、子会社が事業の主体であり、許認可を維持するニーズがあったり、様々な状況下で税務上の取り扱いが関係している場合もありますね。

3. 子会社(存続会社)の個別上の留意点

一分配可能額や純資産の減少に注意

Q: それでは、この合併で、個別財務諸表上、留意すべき点はありますか。

A(会計士): P社が資産として保有していたS社株式は、合併によりS社が受け入れた瞬間に自己株式となるので、S社の株主資本の控除項目となるため、S社の分配可能額が減少したり、場合によっては合併後のS社が債務超過になる場合もあります。

Q: この設例で、P社がSPCであると仮定して、例えば、資産300がすべてS社株式、負債(借入金)が290、資本金10だとすると、合併後のS社は次のようなB/Sになるということですね。

【図表 2】S 社 B/S

資産 S	100	負債 S	30
資産 P		負債 P	290
		資本金	60
		利益剰余金	20
		自己株式	△300
	100		100

A(会計士): その通りです。このケースでは、分配可能額がないばかりでなく、資産 100、負債 320 ですから、債務超過が 220 となってしまいます。その原因は簿価純資産が 70 の S 社を 300 で買収したわけですので、その 300 に含まれている S 社ののれん相当額が、結果として株主資本からマイナスされてしまうためです。

Q: そうすると、S 社ののれん価値が維持されている場合には、決算書上は債務超過となるとしても、実態は業績が悪いわけではないということでしょうか。

A(会計士): そうなりますね。S 社が作成する連結 B/S は次のようになりますので、実態面は連結 F/S を見ないと分からないこととなります。ただ、個別上、このような債務超過になるような組織再編は、なかなかとりづらい選択ですね。

【図表 3】連結 B/S

資産 S	100	負債 S	30
のれん	270	負債 P	290
		資本金	60
		資本剰余金	△30
		利益剰余金	20
	370		370

注: S 社の資産・負債の簿価と時価は同じであると仮定する。

資本剰余金のマイナス表示は認められないため、最終的には利益剰余金から控除する。

4. 連結財務諸表上の資本金

一 連結財務諸表提出会社の個別上の資本金とする

Q: ところで、なぜ、連結上の資本金は、S 社の個別上の資本金に合わせるのでしょうか。

A(会計士): 逆にいうと、そもそも連結上の資本金とは何なのでしょう。もともと資本金は会計の概念ではなく、分配可能額を定める会社法が決めるものです。会計上、B/S 上は払込資本と留保利益の 2 区分で良いわけですが、制度会計上は会社法の定めとして取り入れる必要があるため、払込資本の 1 項目として資本金を表示しているわけです。我が国では連結ベースで配当規制をしているわけではありませんので、いわば連結上の資本金はなくても良いのですが、制度上は、連結財務諸表の提出会社の個別上の資本金を連結資本金とする、と割り切ったということだと思います。

Q: 本日はありがとうございました。

執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社
M&A 会計実務研究会 萩谷和睦 森山太郎

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は <http://www.deloitte.com/jp/about> をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.



IS 669126 / ISO 27001